

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

事業主は申立人が主張する昭和20年8月16日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年2月から同年3月まで30円、同年4月から同年9月まで50円、同年10月から20年7月まで90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月22日から20年8月16日まで

私は、申立期間においてA社に勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いと回答された。給与明細書等の資料は無いが昭和20年8月15日まで勤務したので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している転勤証明書及び昭和20年に発出されたB会の書簡文の写しにより申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和19年2月22日となっているが、同台帳には同年4月及び同年10月に標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認できる。これらの記録を前提とすると、申立人が同年2月22日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、当該事業所から提出された社史によると、「終戦と同時に全工場が操業停止した。従業員も、徴用者は帰郷し依願退職あるいは解職により退社した」と記載されており、申立人が所持している転勤証明書に記載されている工場は、同証明書発出当時、建設を開始していたが、終戦のため同工場は建設途中で閉鎖され、徴用者である申立人は帰郷したことがうかがえる上、同証明書から昭和20

年7月20日に転勤先に赴任したことが確認できる。

さらに、当時の国家総動員体制のもと、労働者の異動及び退職が制限されていた状況において、申立人が終戦までの期間に退職していたことは考え難い上、B会の書簡文の写しの内容及び退職前後のいきさつに係る申立人の陳述内容が当該事業所の社史及び複数の同僚の供述とおおむね一致しており、その陳述の信^び憑^り性の高さがうかがえることから、申立人は昭和20年8月15日まで当該事業所に勤務していたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和20年8月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、昭和19年2月から同年3月まで30円、同年4月から同年9月まで50円、同年10月から20年7月まで90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年5月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年4月までは20円、同年5月から同年12月までは30円、19年1月から20年4月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から20年8月15日まで

私は申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がなかった。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同郷で同時期に入社したとする同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間のうち昭和17年4月から20年5月までA社に勤務していたことが推認できる。

一方、労働者年金保険被保険者台帳索引票及び労働者年金保険被保険者名簿において、昭和17年4月1日（労働者年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年6月1日以降の期間）に労働者年金保険の資格を取得している申立人と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録が見付き、同索引票及び同名簿に記載されている被保険者台帳記号番号から、厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、同年4月1日にA社において被保険者資格を取得し、20年5月21日に同資格を喪失している申立人と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録が判明した。

また、申立人は「同郷である同僚2名と一緒に当該事業所に入社した」と供述しているところ、労働者年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は申立人の被保険者台帳記号番号の前後の番号で記録されており、当該同僚の資格取得日は昭和17年4月1日であることが確認できるとともに、申立人と同姓同名かつ同一

生年月日の被保険者記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年5月21日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年4月までは20円、同年5月から同年12月までは30円、19年1月から20年4月までは40円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和20年5月21日から同年8月15日までの期間については、申立人が一緒に入社したとしている同僚は「工場が空襲で焼けてしまい、申立人もその際に工場を辞めているはずである。」と供述しているところ、当該同僚を含む同僚2名は、いずれも同年5月に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成2年8月から3年7月までは32万円、同年8月から4年7月までは36万円、同年8月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年9月1日

A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が低い額になっている。給料が下がることは無かったので私の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、平成2年8月から3年7月までは32万円、同年8月から4年7月までは36万円、同年8月は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月4日）の約6か月後の5年5月6日に、遡^{そく}及^きして2年8月及び同年9月は28万円に、同年10月から3年9月までは26万円に、同年10月から4年8月までは32万円に引き下げられている上、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡^{そく}及^きして引き下げられていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年8月から3年7月までは32万円、同年8月から4年7月までは36万円、同年8月は41万円）に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成7年9月30日）及び資格取得日（平成8年4月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から8年4月1日まで

私は平成7年4月1日から10年1月8日まで一貫してA社に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社において平成7年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失後、8年4月1日に同社において再度資格を取得しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、当該事業所から提出された賃金台帳及び同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる上、同賃金台帳により、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の当該賃金台帳における保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会

保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、また、当該事業所が社会保険料の口座振替を行っている銀行から提出された普通預金取引明細表から判断すると、申立期間において申立人の給与から控除された保険料が納付されていないことが確認できることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額を平成3年8月及び同年9月は36万円、同年10月は28万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間②の標準報酬月額については28万円とすることが必要である。

さらに、申立人のB社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間③のうち同年7月31日から同年10月28日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については30万円とすることが必要である。

また、申立期間③のうち平成4年10月28日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る平成4年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から5年1月1日まで

A社に勤務していた平成3年8月から同年10月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額と相違しているので訂正してほしい。

また、A社に勤務していた平成3年11月30日から4年6月1日までの7か月間及びB社に勤務していた同年7月31日から5年1月1日までの6か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は36万円、同年10月は28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月16日）の約7か月後の4年8月25日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及^{そきゆう}して14万2,000円に引き下げられている上、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であった多数の者は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書によれば、申立期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成3年8月及び同年9月は36万円、同年10月は28万円）に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているが、この処理は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月16日）の約7か月後の4年8月25日に遡及^{そきゆう}して行われている上、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及^{そきゆう}して資格喪失日の入力処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は申立期間②当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録から平成4年6月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における訂

正前のオンライン記録から 28 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち平成 4 年 7 月 31 日から同年 10 月 28 日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間に B 社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成 4 年 7 月 31 日と記録されているが、この処理は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 7 月 31 日）の約 3 か月後の 4 年 10 月 28 日に遡及して行われている上、同年 10 月 1 日の標準報酬月額^{そきゅう}の定時決定に係る記録について、同年 10 月 28 日に取り消されているほか、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数^{たさう}の者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及して資格喪失日の入力処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた平成 4 年 10 月 28 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成 4 年 10 月 1 日の定時決定取消前のオンライン記録から 30 万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③のうち平成 4 年 10 月 28 日から同年 11 月 1 日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間に B 社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から 30 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成 4 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は申立期間③を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、申立期間③当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成 4 年 10 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理を 4 年 10 月 28 日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

- 5 申立期間③のうち平成4年11月1日から5年1月1日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間のうち4年11月1日から同年11月30日までの期間にB社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該給与明細書により、平成4年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことを確認できる上、同年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 594

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 63 年 8 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答された。給与明細書等の資料は無いが勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から申立人がA社を昭和 57 年 2 月 20 日に離職していることが確認できる。

また、当該事業所は平成 2 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても当該事業所の商業登記簿の記録が確認できないことから、事業主の所在等を確認することができず、事業主から申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人から名前を挙げられた同僚の 1 名は、申立人が申立期間に勤務していたとしているが、長期不在のため連絡がつかず、他の複数の同僚からも具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立人は昭和 57 年 2 月 21 日から平成 8 年 3 月 31 日まで申立人の夫が加入するB組合の被扶養者となっている上、昭和 57 年 4 月 7 日から国民年金に任意加入し、定額及び付加保険料を 61 年 3 月まで納付、同年 4 月から 60 歳になるまで国民年金第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私の夫は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答された。給与明細書等の資料は無いが勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係るA社発行の表彰状及び感謝状の記録並びに同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務したことが確認できる。

しかし、当時の同僚に照会したところ、申立人は申立期間において、亡くなった同僚と一緒に秘書課に勤務していたと供述しており、亡くなった同僚には、申立人と同様に申立期間において労働者年金保険の加入記録が無く、申立人と同じく昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社に照会したところ、当時の資料が無く申立人の職務が何であったかは不明であるが、申立期間が工場、鉱山等の労働者のみが加入対象となる労働者年金保険の期間であることから、申立人は加入対象とならなかったのではないかとと思われると供述している。

さらに、秘書課で申立人と一緒に勤務していた同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和 18 年 1 月 1 日の資格喪失の原因が「職員」と記載されていることから、労働者年金保険の適用除外として資格を喪失したことが確認でき、申立人についても同年 7 月 1 日に同様の理由から資格を喪失し、厚生年金保険法の施行に伴い 19 年 6 月 1 日に資格を取得したことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 7 月 31 日まで
私は申立期間にA社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
間違いなく勤務していたので、私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録並びにA社から提出のあった労働契約書及び労働条件通知書により、申立人は申立期間のうち平成 11 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間はトライアル雇用として、同年 11 月 1 日から 13 年 6 月 30 日までの期間はアルバイトとして同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所から提出のあった平成 13 年 4 月分の給与明細書によると、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

また、申立人は平成 9 年 6 月 21 日から 17 年 8 月 23 日までの期間において国民健康保険の被保険者になっており、申立期間の国民健康保険税を申立期間中に納付している。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた者は、「申立人はトライアル雇用で入社したと記憶している。また、申立人は国民健康保険及び国民年金に加入していたので、事務員が社会保険の加入手続を行わなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 601 (事案 194 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 12 月 25 日まで
② 昭和 56 年 1 月 20 日から 57 年 1 月 20 日まで

私は、申立期間①にA社に勤務し、申立期間②にB社に勤務していた。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社が保管している申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において申立人の記録が無いこと、ii) 申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無いこと、iii) 社会保険事務所(当時)が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いこと、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかったこと、ii) 申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無いこと、iii) 社会保険事務所が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いことなどを理由として、いずれの申立期間についても既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 12 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないものの、おおむね勤務期間は1年ぐらいであったとして、申立期間について、申立期間①を昭和 53 年 9 月 20 日から 55 年 1 月 15 日までとしていたものを 53 年 10 月 1 日から 54 年 12 月 25 日までに、申立期間②を 56 年 1 月 20 日から同年 6 月 30 日まで

としていたものを同年1月20日から57年1月20日までに変更しているため、前回の調査に加えて申立期間①にA社において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

また、申立期間②にB社において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、両申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 51 年 4 月まで
私は申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認される。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は昭和 50 年 11 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間に当該事業所において社会保険の手続を行っていた経理担当者は「申立人から給与の手取りを増やしたいから年金に加入させないでほしいと言われたため手続をしなかったように記憶している。」と供述している。

さらに、当該担当者は「雇用保険と健康保険及び厚生年金保険の加入手続は同時に行っていた。」と供述しているところ、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立期間の一部は国民年金保険料の申請免除期間又は納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 7 月 2 日まで
私は昭和 48 年 5 月 1 日から平成 13 年 9 月 21 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、時期は特定できないものの、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認される。

しかし、B 社から提出のあった企業年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立事業所における入社年月日は昭和 48 年 7 月 2 日となっていることが確認できる。

また、B 社は、「雇用保険と健康保険及び厚生年金保険の加入手続は同時に行っていた。」と回答しているところ、申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日はいずれも昭和 48 年 7 月 2 日となっていることが確認できる。

さらに、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和 34 年 8 月 28 日から同年 9 月 25 日までの期間、申立期間②のうち 35 年 2 月 9 日から同年 4 月 12 日までの期間及び同年 9 月 3 日から同年 10 月 4 日までの期間並びに申立期間③のうち 35 年 12 月 31 日から 36 年 1 月 12 日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④に係る船員保険被保険者の資格喪失年月日に係る記録について、訂正の必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 10 日から 35 年 1 月 27 日まで
② 昭和 35 年 2 月 9 日から同年 10 月 4 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 4 日から 36 年 3 月 13 日まで
④ 昭和 36 年 3 月 13 日から同年 4 月 6 日まで

私が持っている船員手帳の雇入年月日、雇止年月日の記録及び船舶所有者名が社会保険庁（当時）の船員保険被保険者記録と相違している。また、申立期間④においてはけがのため昭和 36 年 4 月 6 日に下船して退社しているのに同年 5 月 1 日までの被保険者記録となっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者Aに係る申立期間①のうち昭和 34 年 8 月 28 日から同年 9 月 25 日までの期間、船舶所有者Bに係る申立期間②のうち 35 年 2 月 9 日から同年 4 月 12 日までの期間及び同年 9 月 3 日から同年 10 月 4 日までの期間並びに船舶所有者Cに係る申立期間③のうち 35 年 12 月 31 日から 36 年 1 月 12 日までの期間については、いずれも船舶所有者の所在が不明であり、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人が所持する船員手帳には申立期間に係る雇入年月日、雇止年月日が記録されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者

保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁にあらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日、雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることはできない。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立期間①については船舶所有者Aにおいて昭和34年5月10日から同年8月28日までの期間、申立期間②については、船舶所有者Aにおいて34年9月25日から35年10月1日までの期間及び船舶所有者Bにおいて同年4月12日から同年9月3日までの期間、申立期間③については船舶所有者Cにおいて同年10月1日から同年12月31日までの期間及び36年1月12日から同年3月1日までの期間、申立期間④については船舶所有者Dにおいて同年3月1日から同年5月1日までの期間は申立人に係る船員保険被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和34年8月28日から同年9月25日までの期間、申立期間②のうち35年2月9日から同年4月12日までの期間及び同年9月3日から同年10月4日までの期間並びに申立期間③のうち35年12月31日から36年1月12日までの期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①のうち昭和34年8月28日から同年9月25日までの期間、申立期間②のうち35年2月9日から同年4月12日までの期間及び同年9月3日から同年10月4日までの期間並びに申立期間③のうち35年12月31日から36年1月12日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間④の船員保険被保険者の資格喪失年月日に係る記録について、記録の訂正をする必要は認められない。

岩手厚生年金 事案 605 (事案 107 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 5 月 29 日から同年 6 月 1 日までの期間、38 年 6 月 29 日から同年 9 月 1 日までの期間、52 年 4 月 29 日から同年 6 月 1 日までの期間、54 年 12 月 18 日から 55 年 2 月 21 日までの期間、同年 4 月 4 日から同年 7 月 1 日までの期間、56 年 6 月 2 日から同年 7 月 1 日までの期間、57 年 2 月 24 日から同年 6 月 8 日までの期間及び 63 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①、④及び⑤について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 29 日から 38 年 3 月 18 日まで
② 昭和 38 年 6 月 29 日から 41 年 6 月 7 日まで
③ 昭和 52 年 4 月 29 日から同年 8 月 4 日まで
④ 昭和 54 年 2 月 19 日から 58 年 3 月 26 日まで
⑤ 昭和 63 年 9 月 29 日から平成 3 年 4 月 30 日まで

申立期間①、②、③及び⑤について船員保険被保険者期間が、私が持っている船員手帳の雇入年月日と相違している。また、申立期間④は有給休暇や社命転船により下船したのに船員保険被保険者記録が途切れている。さらに、申立期間①、④及び⑤の標準報酬月額も実際にもらっていた給与額と相違しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和 36 年 5 月 29 日から同年 6 月 1 日までの期間、申立期間②のうち 38 年 6 月 29 日から同年 9 月 1 日までの期間、申立期間③のうち 52 年 4 月 29 日から同年 6 月 1 日までの期間、申立期間④のうち 55 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 56 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期

間並びに申立期間⑤のうち63年9月29日から同年10月1日までの期間については、当該期間のうち38年6月29日から同年9月1日までの期間以外の期間に係る船舶所有者は既に廃業しており、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないこと、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、同年6月29日から同年9月1日までの期間に係る船舶所有者が船員保険資格取得届の確認通知書を保管しており、同通知書に記載されている申立人の資格取得日は同年9月1日となっており、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は年金事務所が保管する船員保険被保険者名簿やオンライン記録などの資料を提出し、申立人が持っている船員手帳の記録と相違していると主張しているが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間④のうち昭和54年12月18日から55年2月21日までの期間、55年4月4日から同年7月1日までの期間、56年6月2日から同年7月1日までの期間及び57年2月24日から同年6月8日までの期間における船員保険被保険者記録が無いことを申し立てているが、申立人から提出のあった船員手帳によると54年2月17日雇入れ、同年12月16日雇止め、55年2月21日雇入れ、同年4月3日雇止め、同年6月30日雇入れ、56年6月1日雇止め、同年6月30日雇入れ、57年2月23日雇止め及び同年6月8日雇入れ58年3月26日雇い止めされており当該期間に係る船員手帳の記録を確認することができない。

また、船舶所有者は既に廃業しており、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間①、④及び⑤の標準報酬月額について、実際にもらった給与額と相違していると主張しているが、申立人に係る船員保険被保険者名簿において、遡^{そきゅう}及して記録を訂正するなどの形跡は無く、不自然さは見受けられない上、申立人は給与額を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が船員保険被保険者として当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年のうち1か月間くらい
② 昭和33年10月から同年12月31日まで

私は申立期間①については、A市にあったBを扱う片仮名名称の事業所で、申立期間②については、C市にあったD事業所というEを扱う事業所に勤務したが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA市にあったBを扱う事業所に勤務していたと申し立てているところ、当該事業所の具体的な社名及び所在地については記憶が無いと供述している。

また、申立人は、申立期間当時の事業主や同僚等の氏名を記憶していないため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

さらに、1階がF、2階がBを扱う店舗であったと申立人は供述しており、調査を行った結果、A市において申立人の供述と類似している事業所が確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

D事業所に係る申立期間②については、申立人が事業所の所在地として供述したC市において、管轄する法務局に照会したところ同一事業所名で法人登記の記録が確認できた事業所が存在するものの、業種が申立人の供述と異なる上、同社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

また、C市の商業連合会は、申立期間においてG通りでEを扱う店舗でD事業所と類似名称の、H社及びI社があると回答していることから、H社及びI社に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。